

政府が進めるEBPMについて

令和2年2月7日

益田市行財政改革審議会

(第37回)

EBPMとは何か？

EBPM = Evidence-Based Policy Making

⇒ 「エビデンスに基づく政策立案」

・・・エビデンス（データ等の『証拠』）

○ 「政策の目的を論理的かつ明確にし、
妥当性のある証拠を基礎として立案する」という思考方法

国では、政策評価において、この思考を強化して行こうとしている。

目的：効果的かつ効率的な行政の推進

政府の諸活動についての、国民への説明責任

従来の政策立案の問題点

○「エピソード・ベースド」の立案傾向

⇒「表明された要望・必要」を基礎とした施策形成

- ・表明者の「主観」を多く含み、必ずしも妥当性のあるデータに立脚していない。
- ・費用対効果の把握が困難。
- ・最終目的（例えば「少子化の解消」）への貢献・効果も検証しにくい。

⇒「効果」が検証されないので、政策の改善に繋がらない。

国のEBPM推進体制

EBPM推進委員会

- ・各府省の「政策立案統括審議官」で構成
 - ・EBPMに関する方針決定
 - ・各府省の取組の共有
 - ・職員向け研修の実施
- 等

外部有識者

指導・助言

政府横断的な組織

指導・情報共有・研修実施

政策立案統括審議官

- ・各府省でEBPMのモニタリング・指導
- ・人材の育成・確保

各府省の体制

指導

〇〇局

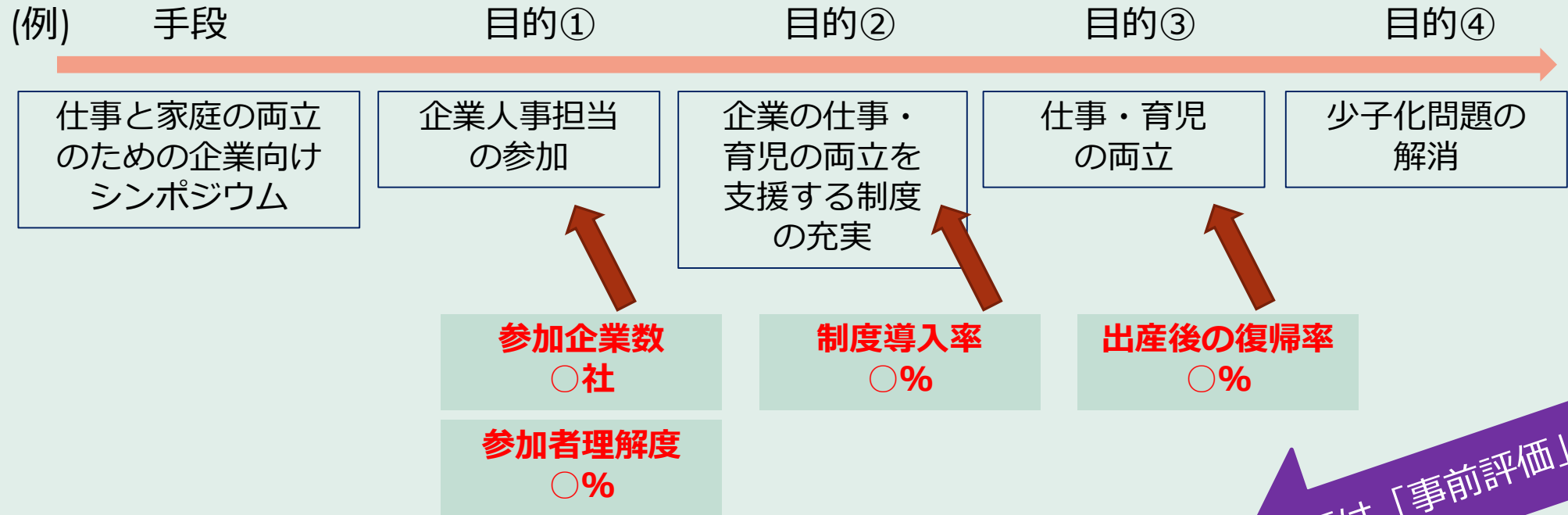
統計部局・データ管理部局

指導

政策立案・評価のための統計・データのやり取り

E B P M思考による政策立案のイメージ

① ロジックモデルの作成 & 指標・目標設定



⇒「どの段階で、どういう指標で効果を把握するか」までを含む
論理（ロジック）の構築

要は「事前評価」

② 効果把握（＝エビデンスの収集）して、改善と次の立案